

資料

社会保障審議会障害者部会（第144回）・
こども家庭審議会障害児支援部会（第9回）

R6. 12. 23

参考資料 1

令和6年11月13日財政制度等審議会
財政制度分科会提出資料抜粋

社 会 保 障

財 務 省

2024年11月13日

6. 障害福祉

障害福祉（総括）

- 障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で倍増（障害児向けサービスは約4倍）。障害福祉サービス等の持続可能性を確保するためには、サービスの質を確保しながら総費用額を抑制する取組が不可欠。
- 需要サイドである利用者に牽制が働きにくく、供給サイドである事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造にある中で、①持続可能性の確保等に向けた自治体の取組の促進、②就労継続支援サービスの適正化等、③グループホームにおける総量規制の導入等といった改革を進めるべき。

障害福祉サービスの現状

◆予算額の推移（当初予算）



◆事業所数の伸び



利用者側

- 利用者負担の割合は他のサービスと比べ僅少
- 自治体の支給決定が必要だが決定に地域差

事業者側

- 利用者数の増加に伴い収入が増加
- 営利法人の伸び率が顕著

需要サイドの利用者に牽制が働きにくく、供給サイドの事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造

◆行政処分

- ・行政処分件数は増加（H27：118件→R4：185件）
- ・行政処分に伴う給付費の返還請求額（R元：7億円→R4：26億円）

今後の主な改革の方向性

○ 持続可能性の確保等に向けた自治体の取組

- ・給付適正化や制度の持続可能性確保の観点から位置づけ、自治体の取組を促すべき
- ・障害福祉データベースの活用による「見える化」を進め、データに基づく障害福祉計画策定に取り組む環境整備を行い、総量規制や意見申出制度の運用に活用すべき

○ 就労継続支援

- ・就労継続支援A型について、①報酬体系における一般就労への移行を加味したメリハリづけや②経営実態調査において勘案されていない可能性がある助成金等の取扱いの明確化
- ・就労継続支援B型の報酬体系における利用時間の勘案
- ・自治体の効率的・実効的な実地指導への見直しや支給決定基準の明文化

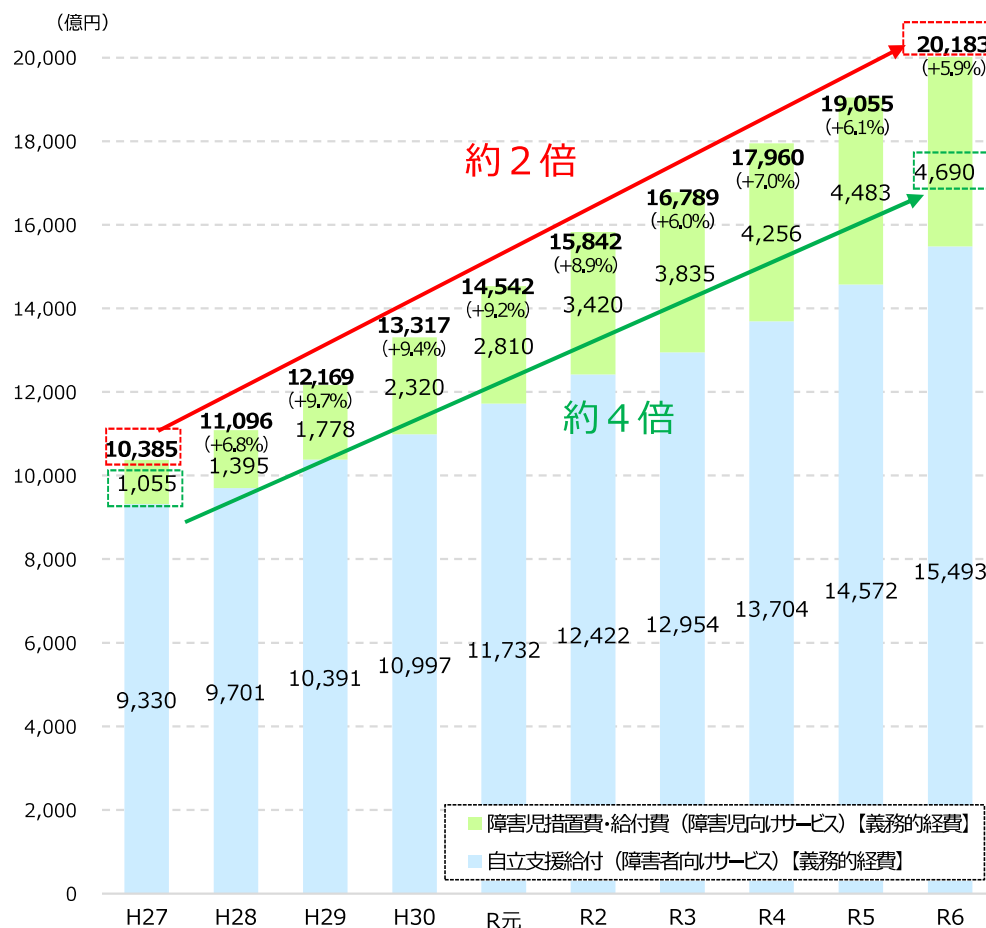
○ 共同生活援助（グループホーム）

- ・利用者に対するサービスの維持・向上を図る観点からのガイドラインの策定や総量規制の対象化

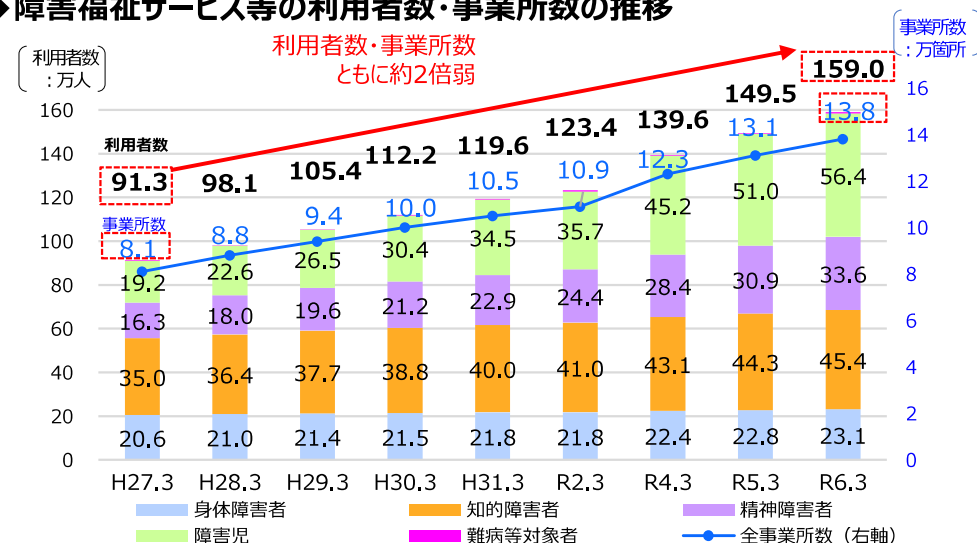
障害福祉サービス等の現状①（予算・利用者数の推移）

- 障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で倍増（うち、障害児向けサービスは約4倍に増加）しており、利用者数や事業所数も約2倍弱に増加。
- 障害福祉サービス等予算額の過去10年間平均の伸び率は、社会保障関係費全体に比して約3倍であり、著しく高い伸び。

◆障害福祉サービス等予算額の推移（当初予算）



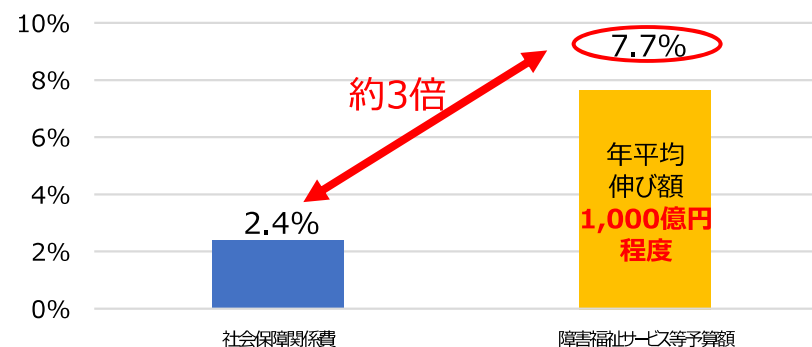
◆障害福祉サービス等の利用者数・事業所数の推移



（出所）国保連データを基に作成。

（注）利用者数・事業所数ともに各年3月時点。複数のサービスを実施している事業所については、それぞれのサービスで事業所数を計上している。

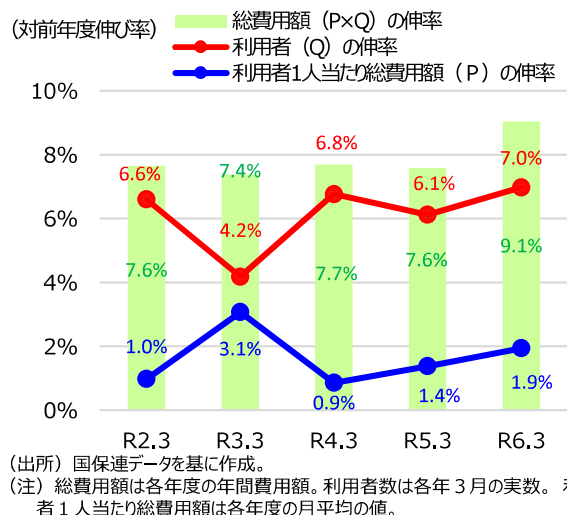
◆社会保障関係費の伸び率との比較（H27年度～R6年度）



障害福祉サービス等の現状②（利用者・事業所数の増加要因）

- 総費用額の伸びには、利用者数の増加が大きく寄与。高齢化による影響以上に障害児の伸びが顕著。
- 事業所数の伸びを見ると、近年、大半が営利法人の増加によるものであるが、特に一部のサービス（グループホームなど）では営利法人の参入が急増。
- 原則 1 割の利用者負担であるが、所得に応じて負担限度額が設定。利用者負担割合は他のサービスと比べても僅少。

◆障害福祉サービス等の総費用額の伸びの分析

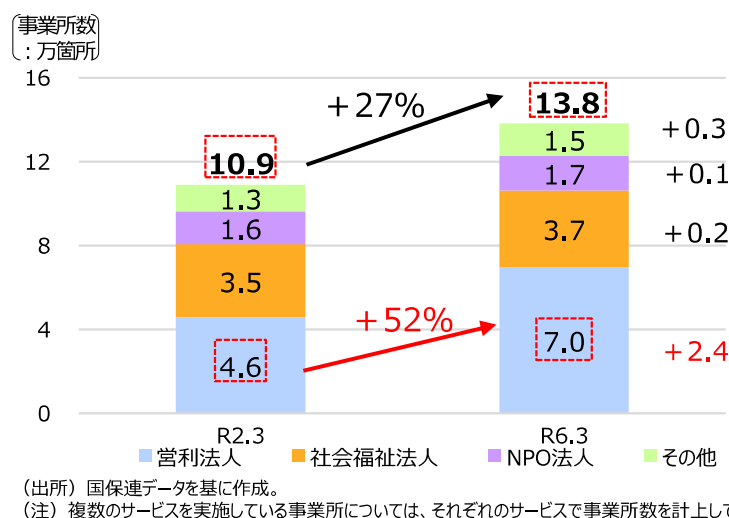


◆年齢別 利用者数の推移

（注）国保連データを基に作成。

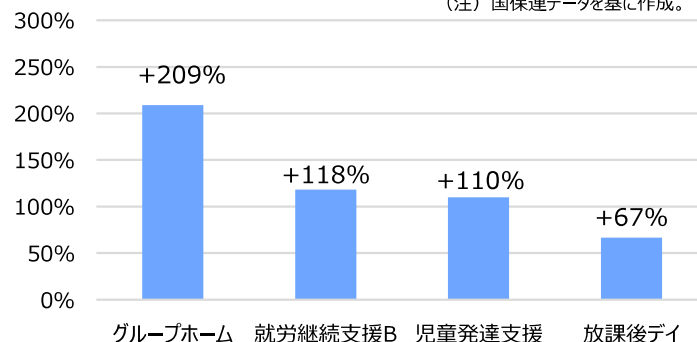
	R2.3	R6.3	増加人数 (増加率)
65歳以上	10.7万人	13.2万人	+2.5万人 (+23.4%)
18歳以上 65歳未満	77.5万人	90.2万人	+12.7万人 (+16.4%)
18歳未満	35.2万人	55.6万人	+20.4万人 (+58.0%)
利用者数 合計	123.4万人	159.0万人	+35.6万人 (+28.9%)

◆障害福祉サービス等事業所数の伸び（直近 5 年）とその内訳

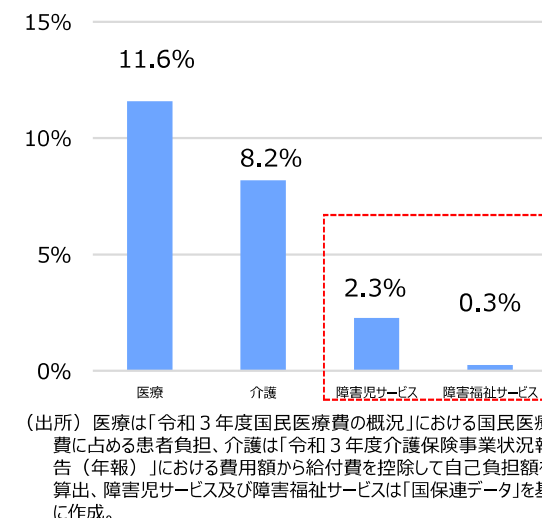


◆営利法人の事業所数伸び率（直近 5 年）

（注）国保連データを基に作成。



◆費用額に占める自己負担額割合の比較



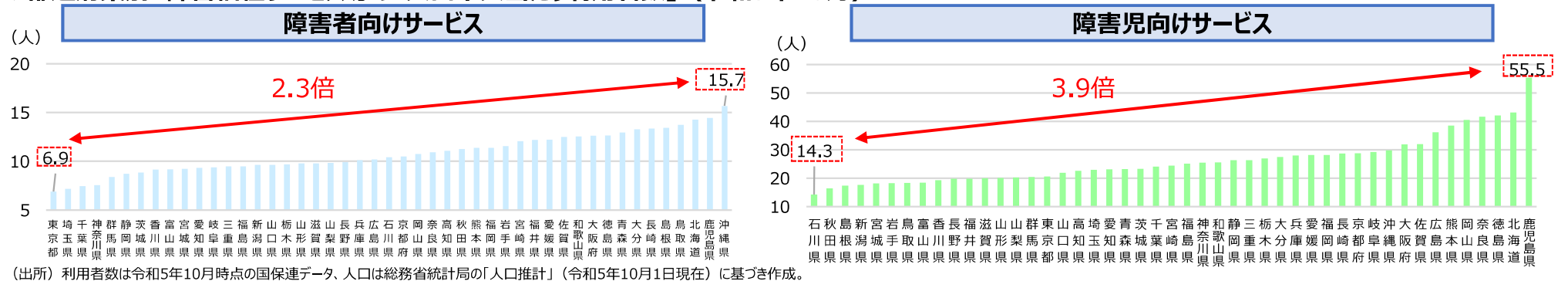
	H19.11	H20.7	H22.4	R6.3
利用者負担率	4.28%	2.86%	0.37%	0.27%
主な軽減措置	中低所得者の負担軽減	住民税非課税世帯の負担軽減	住民税非課税世帯の無償化	—

（注）利用者負担率は、「障害福祉サービス」の値。

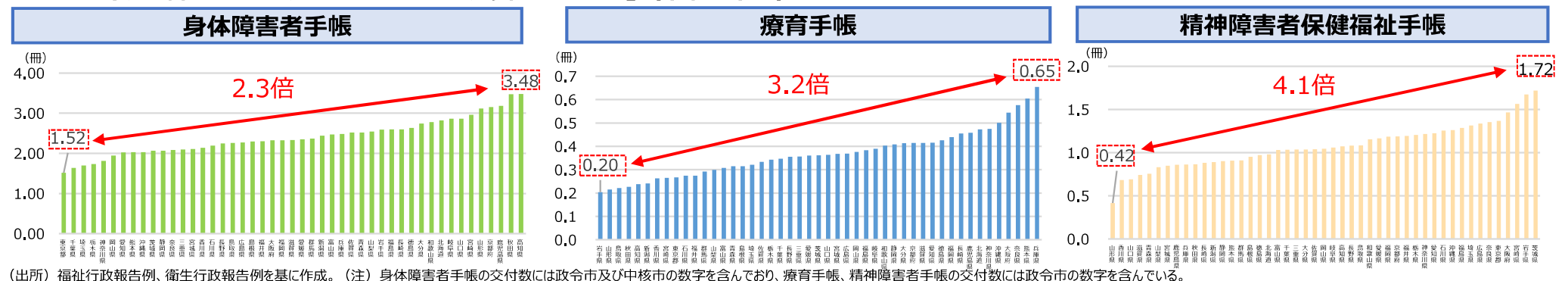
障害福祉サービス等の現状③（地域差）

- 都道府県別に人口当たりの利用者数を比較すると、障害者向けサービスで最大2.3倍、障害児向けサービスで最大3.9倍の地域差が存在。また、障害者手帳についても、都道府県別の人口当たりの新規交付数を比較すると、身体障害者手帳で最大2.3倍、療育手帳で最大3.2倍、精神障害者保健福祉手帳で最大4.1倍の地域差が存在。
- このため、改革工程（令和5年12月22日閣議決定）では、「障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要な障害福祉サービスが公平かつ適正に提供されるよう」諸般の検討を行うこととされている。

◆都道府県別 障害福祉サービス等の「人口千人当たり利用者数」（令和5年10月）



◆都道府県別 障害者手帳別の「人口千人当たり新規交付数」（令和4年度）



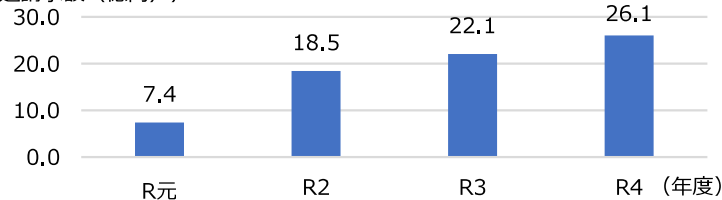
- ◆ **全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（令和5年12月22日閣議決定）（抄）**
- ◆ **障害福祉サービスの地域差の是正**
- ・ **障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要な障害福祉サービスが公平かつ適正に提供されるよう、2024年度から創設される、都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを推進するとともに、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討を行う。**また、自治体の給付決定について、相談支援の利用を促進しセルフプランの適正化を図るとともに、国が助言を行うこと等により利用者の状況に応じた適切な給付決定を推進する仕組みを検討する。

持続可能性の確保等に向けた自治体の取組①（障害福祉計画）

- 障害福祉サービスは費用に加え不正受給額も増加傾向。医療・介護分野では、費用等の増加を背景に、その適正化の観点から計画の策定を求めた上で、各自治体の取組を促す枠組みが導入されている。他方、障害福祉計画では障害福祉サービス等に関する提供体制の確保に係る目標や必要量の見込み等を記載することとされているが、適正化に係る事項の記載は求められていない。

◆行政処分に伴う給付費の返還請求額の状況

（返還請求額（億円））



（出所）厚生労働省「障害保健福祉関係会議」資料

◆医療・介護における計画の事例

	医療	介護
計画名	医療費適正化計画	介護給付適正化計画
策定主体	国・都道府県	都道府県・市町村
根拠法	高齢者の医療の確保に関する法律	介護保険法
策定期間	6年	3年
策定の目的	国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療に要する費用が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていくこと	介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービス、事業者が適切に提供するように促すことにより、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資する
記載事項（例）	医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項	介護給付等に要する費用の適正化に関し、取り組むべき事項

◆障害者総合支援法（平成十七年法律第百二十三号）（抄）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 **市町村は**、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「**市町村障害福祉計画**」という。）を定めるものとする。

2 **市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。**

- 一 **障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項**
- 二 **各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み**
- 三 **地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項**

3～12（略）

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条 **都道府県は**、基本指針に即して、**市町村障害福祉計画の達成に資するため**、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「**都道府県障害福祉計画**」という。）を定めるものとする。

2 **都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。**

- 一 **障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項**
- 二 **当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み**
- 三 **各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数**
- 四 **地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項**

3～10（略）

◆改革工程（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

◆ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現

・ **障害福祉サービスについて**、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、**制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。**

【改革の方向性】（案）

- 障害福祉サービスに係る費用や不正が増加する中、他制度の取組も参考としつつ、給付適正化の観点や制度の持続可能性の確保を踏まえて取り組むべき事項を障害福祉計画において位置づける法制上の措置を講じた上で、自治体の取組を促すべき。

持続可能性の確保等に向けた自治体の取組②（障害福祉データベース（DB）の活用）

- データの利活用を通じた障害福祉計画の作成等に資することを目的として、令和5年度より障害福祉DBの運用が開始されている。障害福祉計画におけるサービス量の見込みは、総量規制や意見申出制度（都道府県による事業所指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組み）の活用判断の根拠となる。

地域包括ケア「見える化」システム（介護）では地域間の比較を容易に行えるが、障害福祉DBでは自治体ごとかつ調査項目ごとにデータを出力する必要がある。

◆ 地域包括ケア「見える化」システム（介護）



（出所） 地域包括ケア「見える化」システムを用いた地域分析

◆ 障害福祉データベースの位置づけ

障害福祉分野において、将来的にサービスの質の更なる向上等を図る観点も含め、**障害福祉計画の作成、実施及び評価並びに障害者の動向の把握等に資するため、「介護保険総合データベース」に相当するデータ基盤を整備することが必要**である。

（出所） 社会保障審議会 障害者部会報告書（令和4年6月）

国は、障害福祉DBの給付費明細情報等と障害支援区分認定データを連結できる形で匿名化して収集します。**国が収集したデータは各自治体に提供し、各自治体において計画の進行管理や地域分析等を行い、データの利活用等通じた障害福祉計画等の作成・見直しに資するものとします。**

（出所） 障害福祉サービスデータベース本格運用の開始について（令和5年3月29日）

◆ 障害者総合支援法（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

第三十六条（略）

2 **就労継続支援その他の主務省令で定める障害福祉サービス**（以下この条及び次条第一項において「**特定障害福祉サービス**」という。）に係る第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の**指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。**

3・4 （略）

5 **都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第一項の申請があつた場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第八十九条第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十九条第一項の指定をしないことができる。**

→総量規制

6 （略）

7 **関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。** →意見申出制度

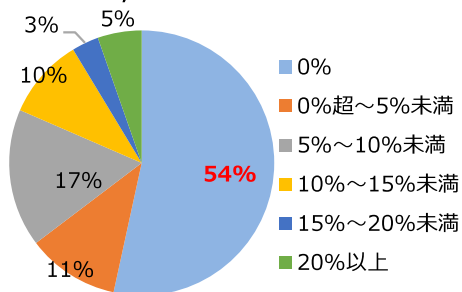
【改革の方向性】（案）

- 障害福祉DBの活用により、他の自治体との比較をより簡便に行うことができるよう「見える化」を進めるとともに、次期障害福祉計画の策定にあたっては、同DBを活用した分析方法を示すなど、自治体がデータに基づく計画策定に取り組むための環境整備を進めるべき。また、こうした取組を通じて得られたデータを、総量規制や意見申出制度の運用に活用していくべき。

就労継続支援①（A型）

- 就労継続支援A型（利用者と雇用契約を締結）は一般就労への移行支援が含まれるサービス。しかし、一般就労への移行割合が0%の事業所が半数以上。加えて、一般就労を希望する者の割合が2割未満であることや、サービスの利用申請に当たり一般就労を検討していない自治体の割合が4割強であることを踏まえれば、利用者は適切なサービス選択を行うことができていない可能性。
- 就労継続支援A型は、助成金等を目当てにした事業所開設が行われているとの指摘もあるところ、事業活動収入として計上されておらず、経営実態調査において勘案されていない可能性がある助成金等を加味すると収支差が改善。

◆一般就労への移行割合（注）（有効回答数：1,028か所）



（出所）財務省「予算執行調査」（令和6年10月公表）
（注）令和5年度中の一般就労への移行人数を事業所の登録人数で割って算出している。

◆一般就労への希望割合及び令和5年度における一般就労への移行割合（注）（有効回答数：1,028か所）

一般就労への希望割合	18.7%
一般就労への移行割合	5.1%

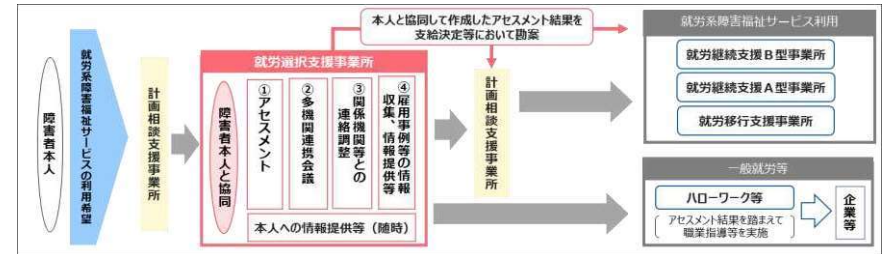
（注）全事業所（1,028か所）の一般就労への希望人数及び移行人数の総合計を利用者数の総合計で割って算出している。

◆市区町村における利用者から就労系新規サービス利用の申請がされた際の一般就労検討状況（有効回答数：1,173か所）

一般就労への移行を検討している	665 (56.7%)
一般就労への移行を検討していない	508 (43.3%)

◆就労選択支援サービス（令和7年10月1日施行）の概要

- 障害者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労継続支援を利用する意向を有する者等を対象に就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援。



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄） 第5条

14 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抄）

第194条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

福祉事業で公費（自立支援給付費、特開金等）という安定した収入があるため、金融機関からの融資が受けやすかった。また、別法人を立ち上げれば、融資を受けやすく、新たな法人で事業所を開設していった。

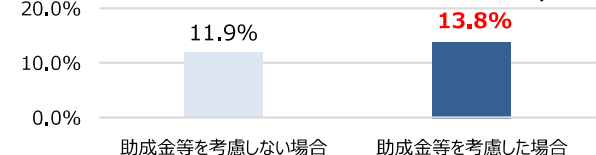
※特開金とは、ハローワーク等の紹介により障害者等を継続して雇用する事業主に対して支給される「特定求職者雇用開発助成金」のこと。

（出所）就労継続支援A型事業所に係る検証報告書（2019年6月 倉敷市）

厚生労働省によると、導入当初から企業が運営する事業所を中心に、給付金や助成金を目当てにろくに事業を行わないケースが横行。閉鎖と開設を繰り返して障害者1人につき数百万円の助成金を不正に得ていた事業者も確認されたという。

（出所）2018年6月22日 読売新聞 障害者雇用事業所「火の車」

◆経営実態調査に含まれていない可能性がある助成金等を考慮した令和5年度の事業活動収支差率（有効回答数：1,028か所）



（出所）財務省「予算執行調査」（令和6年10月公表）

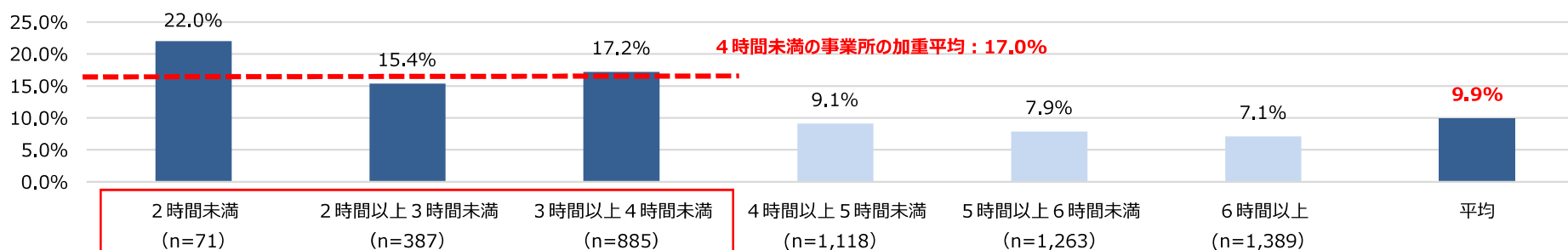
【改革の方向性】（案）

- 障害者の方々の雇用の受け皿となっていることにも留意しつつ、次期報酬改定に向けて一般就労への移行をより一層加味したメリハリのある報酬体系となるよう検討すべき。加えて、来年10月施行の就労選択支援サービスの適切な利用がなされるようにすべき。
- 次期報酬改定に向けて、経営実態調査における助成金等の取扱いについて、同調査における記載要領において明示的に示すなど、助成金等が適切に勘案されるようにすべき。

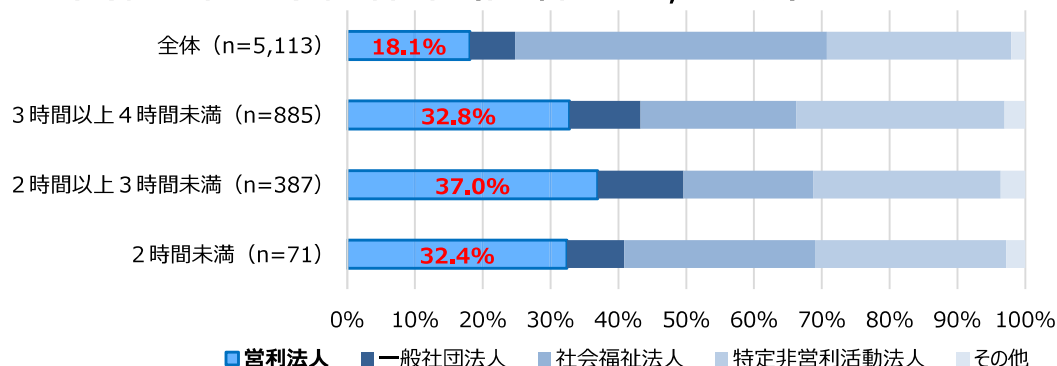
就労継続支援②（B型）

- 就労継続支援B型（利用者と雇用契約を結ばず工賃支払い）について、利用者の平均利用時間と収支差率の関係に着目すると、利用時間が短い4時間未満の事業所における収支差率は、全事業所平均と比較して高くなっており、提供されるサービスに対して報酬が過大となっている可能性がある。
- また、①利用時間が4時間未満の事業所における営利法人の割合が高くなっている、②報酬体系別に区分すると参加型の収支差率は工賃型と比較して高くなっており、参加型のうち営利法人に限ると参加型全体の平均の2倍超となっている。

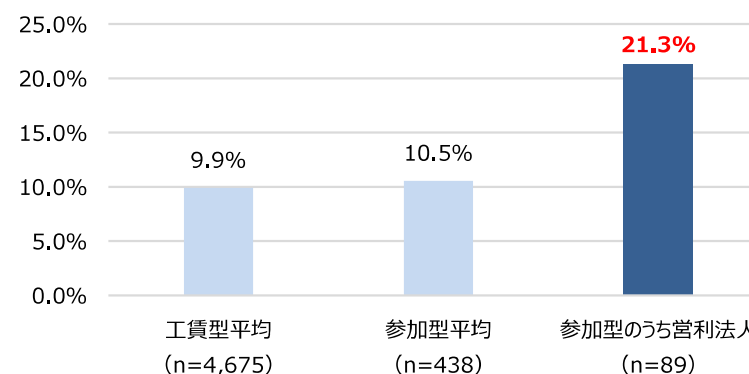
◆ 就労継続支援B型事業所のうち、利用者の平均利用時間別の事業活動収支差率（有効回答数：5,113か所）



◆ 平均利用時間別の事業運営主体（有効回答数：5,113か所）



◆ 報酬体系別の事業活動収支差率（有効回答数：5,113か所）



（出所）財務省「予算執行調査」（令和6年10月公表）

（注）利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する報酬体系を「参加型」と、平均工賃月額に応じた報酬体系を「工賃型」と表記している。

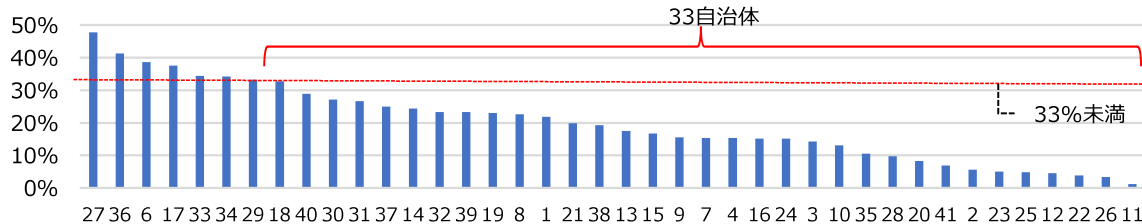
【改革の方向性】（案）

- 就労継続支援B型の報酬体系について、次期報酬改定に向けて、利用者の平均利用時間をよりきめ細やかに勘案する報酬体系への見直しを検討すべき。その際、特に参加型の収支差率が高くなっていることにも留意すべき。

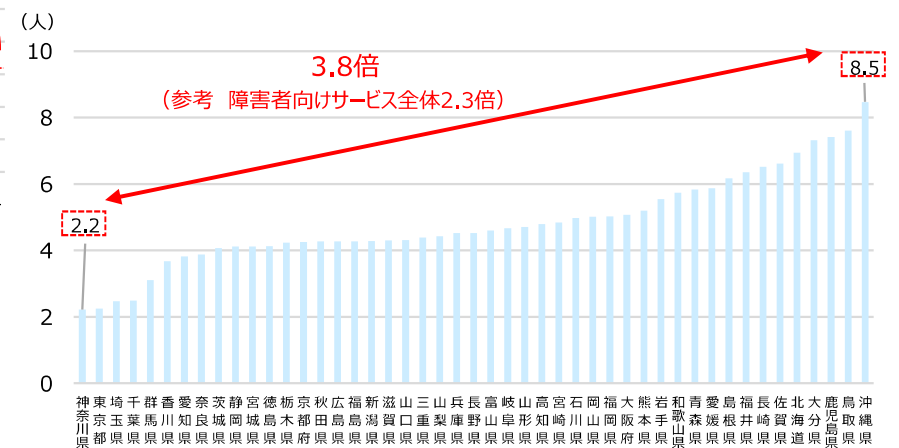
就労継続支援③（自治体における実地指導等）

- 適切なサービス提供を担保する観点から、自治体（都道府県等）は事業者に対する実地指導（運営指導）を概ね3年に1度実施するよう求められているが、就労継続支援について実施割合を見ると、33%（＝3年に1度）に満たない自治体が都道府県では80%超、政令指定都市・中核市では70%超存在。
- 就労継続支援に関する地域差（3.8倍）を見ると、障害者向けサービス全体の地域差（2.3倍）よりも大きくなっている。こうした中、市区町村における就労系サービスの支給決定について明文化した基準等が存在しないと回答した自治体が6割超にのぼる。

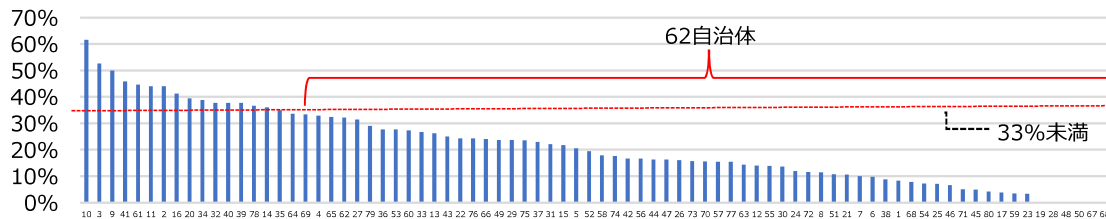
◆就労継続支援での都道府県の実地指導割合（有効回答数：41か所）



◆都道府県別 就労継続支援の「人口千人当たり利用者数」（令和5年10月）



◆就労継続支援での政令指定都市及び中核市の実地指導割合（有効回答数：80か所）



（出所）利用者数は令和5年10月時点の国保連データ、人口は総務省統計局の「人口推計」（令和5年10月1日現在）に基づき作成。

◆就労系サービスに関する市区町村の支給決定基準等の策定状況（有効回答数：1,173か所）

明文化した基準等があり、要綱等の形式で公表している。	131 (11.2%)
明文化した基準等があるが、部内限りのもので、公表していない。	280 (23.9%)
明文化した基準等はないが、支給決定に当たって担当係内での考え方がある	511 (43.6%)
明文化した基準等はなく、個々の担当による判断としている。	251 (21.4%)

（出所）財務省「予算執行調査」（令和6年10月公表）

国は不正防止のため、自治体に対し、**B型事業所に向く「実地指導」をおおむね3年に1度行うよう指針で示している**が、このペースで実施できていない自治体は東京都や大阪市など45自治体に上った。仙台市は**事業所数が10年で2倍以上となり、「実地指導は10年に1度がやっと」とする。**

（出所）2024年3月21日 読売新聞「B型事業所で不正受給9億円超、行政チェック手回らず…書類の体裁確認で精いっぱい」

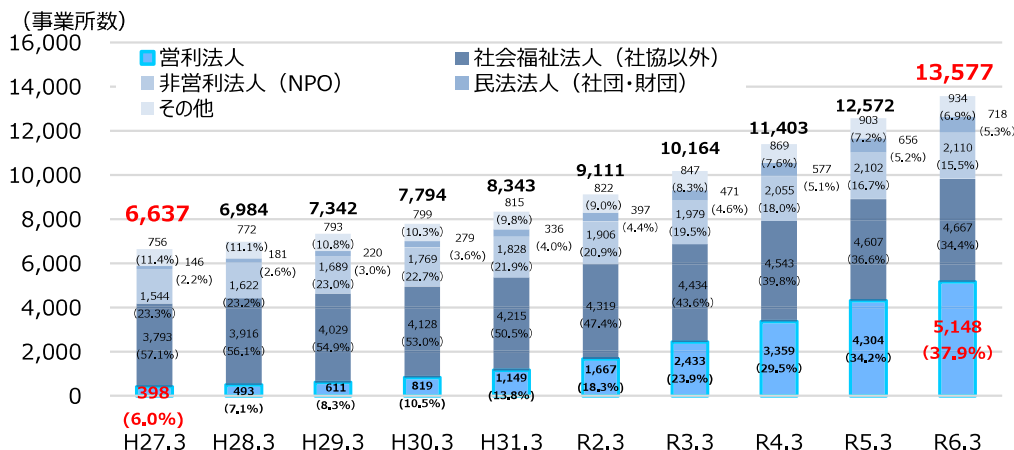
【改革の方向性】（案）

- 効率的・実効的な実地指導を行う観点から、より重点的に実地指導を行うべき事業所を都道府県等が選定するための基準について具体化するなど、実地指導のあり方を見直すべき。また、就労系サービスに関する支給決定の基準について、地域差の是正の観点からも、支給決定基準を設けるなど、その基準を明文化すべき。

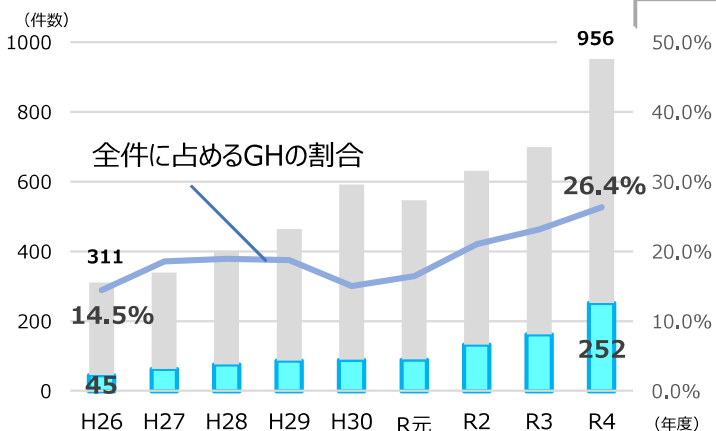
グループホーム（共同生活援助）

- グループホーム（GH）について、入所施設からの地域移行を進めるといった政策的要請の中、営利法人の増加を中心に事業所数は10年で2倍に急増。GHによる虐待件数の増加や連座制の適用を受ける事案も発生しており、サービスの質について自治体からも懸念の声があがっている。こうした中、サービスの質の向上に向けた取組やサービスを公平かつ適正に行う観点からの総量規制の検討の方針が示されている。

◆ グループホームの事業所数の推移と運営主体の内訳



◆ 障害者の虐待判断件数とグループホームが占める割合



サービス種別	件数	割合
共同生活援助	252	26.4%
障害者支援施設	214	22.4%
生活介護	131	13.7%
就労継続支援B型	113	11.8%
放課後デイ	93	9.7%
就労継続支援A型	33	3.5%
療養介護	24	2.5%
児童発達支援	20	2.1%
居宅介護	17	1.8%
短期入所	17	1.8%
重度訪問介護	10	1.0%
就労移行支援	7	0.7%
地域活動支援センター	7	0.7%
自立訓練	5	0.5%
相談支援	5	0.5%
移動支援	4	0.4%
行動援護	3	0.3%
同行援護	1	0.1%
合計	956	100.0%

◆ 株式会社恵の不正行為等への対応について

障害者グループホーム等を運営する株式会社恵について、本日、愛知県及び名古屋市において、同社の運営するグループホーム事業所（5事業所）の指定取消処分が行われました。厚生労働省においては、当該指定取消処分の理由である食材料費の過大徴収について株式会社恵の本社等による組織的な関与が認められることから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく、いわゆる連座制を適用することとし、本日その旨を、同社及び関係自治体に通知しました。

(※) 障害者総合支援法における、いわゆる連座制とは、一事業所等の指定取消において、当該障害福祉サービス事業者の取消の理由となった事実について、組織的な関与が認められた場合は、その障害福祉サービス事業者の同一サービス等類型内の他事業所等の指定又は更新の拒否につながる仕組みをいう。

(出所) 厚生労働省HPより抜粋

◆ グループホームに関する地方自治体の声

- ・GHの事業所自体も他分野からの参入と業務拡大、支援の質の低下が目立ちます。障害分野の基礎知識は全くない方も多く、障害特性に合わない支援や現場のスタッフが短期間での異動を繰り返す場合もあります。
 - ・総量規制ができないため、事業所指定基準を満たせば指定せざるを得ないため支援スキルの低いグループホームが増えていくことが懸念される。
- (出所) 「グループホームの運営及び支援内容等の実態把握のための調査」(令和4年3月)

共同生活援助における支援の質の確保について

- 共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討する。

障害福祉サービスの地域差の是正について

- 障害福祉サービスの地域差を是正し、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討する。

(出所) 厚生労働省障害保健福祉部 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(令和6年2月6日)資料

【改革の方向性】(案)

- グループホームについて、利用者に対するサービスの維持・向上を図る観点から、支援に関するガイドラインの策定といった取組を着実に進めるとともに、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう総量規制の対象とすべき。